

各弁護士近況

大川 正二郎

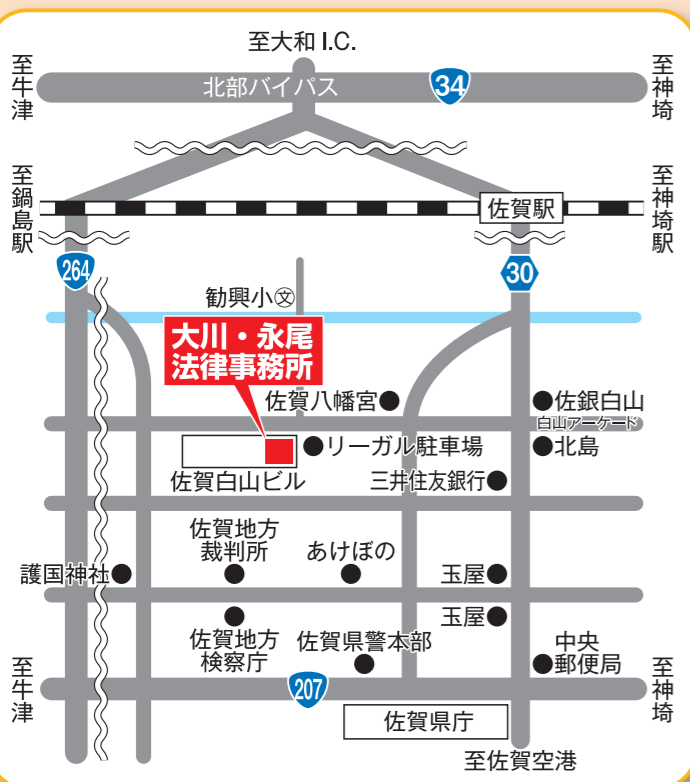
おすすめの一品といっても、私の場合は食べ物ではなく三井島体操システムです。以前、このコーナーでお伝えしたことがあります。体幹を中心として筋力を鍛え、柔軟性を養うものです。大学の先生が考案されたとかで、鍛える筋肉、動かす関節、順番等よく考えられたものになっています。ピアノの音楽に合わせて行うのですが、なかなかハードで終わった時にはへとへとになります。それでも余分な肉が減り、姿勢がよくなっていくようです。いつまでも健康でハツラツといられるよう、皆さんもこの体操にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

永尾 竹則

私のお勧めの逸品は森林浴です。公園の散歩や登山等がありますが、私の場合はキャンプが特にお勧めです。キャンプ場は川沿いだったり海辺だったりしますが、どちらにしても樹々に囲まれた空間で、そこにテントを張ります。静まり返った樹々に囲まれて、陽も落ち薄暗い中ランタンの明かりで夕食を摂り、聞こえる音と言えば虫の鳴く声や川あるいは海の波の音くらいで、空を見れば星が一面に広がっています。そして、早朝透き通った空気の中で活動を開始します。朝夕は真夏でも涼しく、なんとも言えない癒された気分に入ることができます。テントのセッティングや炭の火おこしなど手間はかかりますが、一度試されてはいかがでしょうか。

鳥飼 亜由美

私のおすすめの一品は、「秋月城址にいる露店のおばちゃん手作りのにんにく胡椒」です。友人にすすめられて、一昨年はじめて秋月まで足をのびて買ってみたいところ、うまい!!にんにくとゆず胡椒のブレンドの具合が絶妙なのです。お鍋のポン酢にあわせてもちろん絶品ですし、納豆にも、豆腐にも、なんにでもあいます。秋には必ず手に入れたくなる一品です。難点は、秋月に行ってもおばちゃんがいったりいなかったりすること。気まぐれなお人なのではないでしょうか。運よく出会ったら、まとめ買いすることをお勧めします。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第10号

大川・永尾法律事務所



「伊勢神宮にて」

いぬごやうり

この度、私共の事務所のホームページを起ち上げました。最近、弁護士についてもインターネットで情報を求められることが増えてきたことにお応えするものです。事務所や弁護士の紹介、取扱業務、法律相談の説明、弁護士費用等、できるだけ透明にしてお客様が安心してご相談やご依頼ができるように心がけています。しかし、お客様目線から見ても十分だとは必ずしもいえません。ホームページを含めて業務全体に対してお気づきの点があれば、遠慮なくどしどしご意見をいただければと思います。「お客様(業者)を育てる」といわれることがあります。ありますが、弁護士についても同じです。皆様からお寄せいただいたご意見を真摯に受け止め、業務の改善をして、より良い仕事をしていけるようになりたいと私共一同願っております。今後ともよろしくご意見申し上げます。

平成二八年十月吉日

弁護士 大川 正二郎



弁護士
大川 正二郎

遺産分割、そんなはずじゃなかった

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)の飲みニケーション第2弾。

熊:先生よ、今度は俺の両親の相続の相談なんだけど。親父とお袋が立て続けに亡くなって俺と兄貴が相続したんだけど、兄貴が親父の家業も手伝い、両親をよくみたっていうので、家土地を含めて両親の遺産は全部兄貴がとることにし、俺は本当は1000万円もらえるところを300万円でもいいってしたんだ。ところが、どうだい。兄貴は約束の300万円を払ってくれねえじゃねえか。こんなんだったら300万円でもいいなんて言わなかったし、遺産分割のやり直しをしてえよ。

弁:ご両親が続けて亡くなったのは大変だったね。その上、兄が約束を守らないなんて。でも、いったん成立した遺産分割協議は基本的にやり直しができないんだ。

熊:なんで?代金払わなきゃ、契約が解除されるってのが決まりじゃねえのかい?

弁:遺産分割の場合は、通常の解除の規定は適用がなくて、あらかじめ解除権が遺産分割協議で取り決められている場合だけ、解除できるんだ。

熊:しかし、俺は兄貴が300万円間違いなく払うと思ったからそれでいいと言ったんだ。これって錯誤というのじゃねーのかい?

弁:熊さんも結構勉強したね。でもね、錯誤っていうのは、たとえば、遺産の計算の基となった不動産の評価が実際とは大きく違っていてもかかわらず、それで計算された取り分がいいとしたような場合であって、今回のようなことは単なる債務不履行さ。

熊:それじゃ、俺はどうしたらいいんだい?

弁:家庭裁判所で調停をしてもう一度兄とじっくり話し合うか、訴訟をして300万円の支払いを兄に求め、その後、家や土地を差し押さえて強制的に300万円を取り上げるかだね。でもね、ご両親も兄弟仲良くやっていくことを望んでいると思うし、他に兄もいないんだし、できたら調停で話し合うことの方がいいと思うね。



弁護士
永尾 竹則

認知症になったらどうなるの?～成年後見制度について～

近年、全国で認知症を患う方が増加しており、2025年には700万人を超えるとも言われています。この認知症が進行して行くと判断能力すなわち自分の行為がどのような結果になるのか判断する能力が衰え、財産を適切に管理できなくなったり、どのような福祉サービスを受けたいのか等の判断ができなくなったりします。

そして、このような判断能力が欠けた人について、法律で定められた手続きを経て裁判所から選任された後見人が本人の財産管理を行うことにより本人の財産を保護する制度があり、これを成年後見制度と言います。もっとも、判断能力も程度が様々ですので、その程度に応じて「補助」や「保佐」の制度もあります。

成年後見制度は、後見開始の審判が下されると同時に後見人が選任され、この後見人に対し、財産管理行為や身上監護を目的とする行為の全体をひっくるめた代理権が与えられます。身上監護というのは聞きなれない言葉ですが、介護契約、住居に関する賃貸借等の契約、施設の入退所契約、医療契約等の締結、解除、それらの費用の支払いをしたりすることがこれに当たります。ただ、医療に関し、手術のように身体に傷をつけたり命に関わるような事柄に関する同意権はやはり親族にあって後見人には認められていないと言われていますので注意は必要です。

このような後見開始の審判は、本人、配偶者、四親等内の親族等法律で定められた一定の人の申立てにより家庭裁判所が行います。この申立てに際して、本人の判断能力の程度について、医師にテストをお願いしその診断書等を添付します。場合によっては、改めて申立手続きの中で鑑定が必要になる場合もあります。その結果、判断能力が欠けていなければ、その能力の程度に応じて保佐あるいは補助の審判が下されます。このような手続きを経て後見人が選任されると、後見人が本人の財産管理を開始し、定期的に裁判所に対して財産状況を報告します。そして、本人が亡くなった時に後見は終了します。これが大まかな成年後見人制度です。

この制度のように既に判断能力が衰えている場合とは異なり、まだ判断能力に問題ない状態の時に、将来、判断能力が衰えた時に備えて後見人候補者を選任する等しておく任意後見制度というものもありますが、これについては次回お話ししようと思います。



弁護士
鳥飼 亜由美

別居中の生活費の請求はおはやめに

夫婦にはお互い扶養義務があり、夫婦が別居した場合には、基本的には、収入が多いほうから収入が少ないほうに、生活費を支払わなければなりません。

しかし、現実には、夫婦関係がこじれた状態で別居した場合など、生活費の支払いがスムーズになされていないことも多くあります。

弁護士は、別居中だけれども生活費の支払いを受けていないという相談を受けた時、基本的には、なるべく早く、生活費の支払いについて調停等を申し立てるように助言をします。

それはなぜかというと、支払われないまま過ぎ去ってしまった過去の生活費の請求が、なかなか困難な場合が多いからです。

生活費支払いの始期がいつなのかについては、裁判例でもいろいろと見解が分かれています。別居したときからなのか、請求した時からなのか、支払い義務について認識しえた時なのか、調停や審判などで支払い義務が認められた時からなのか、などと議論のあるところなのです。請求するほうからすれば、「別居した時からお金がかかっているのだから、別居したときからの生活費をさかのぼって支払ってもらいたい」と思うのは当然でしょう。しかしながら、この点を裁判所で争った場合、裁判所は、すなわち、別居時までさかのぼって生活費を支払えと命じてくれません。実務上は、請求した時、すなわち、請求したことがはっきりとわかる調停等の申立時以降の生活費を支払うようにと判断されることが多いように思います。

ですから、生活費を支払ってもらえない場合には、なるべく早く調停等を申し立てましょう。もし、何らかの事情で調停等を申し立てるのに時間がかかるような場合には、内容証明郵便等はっきりと証拠に残るものを用いて相手方に請求をしておきましょう。